

新型コロナウイルス感染症のタイ日系企業への影響について

バンコク事務所副所長 堀田 高広

1. はじめに

タイ保健省によると、新型コロナウイルス感染者数は3,135人（6月16日現在）で、人口10万人あたり感染者数は、日本の13.8人に対してタイは4.5人¹と、東南アジアの中でも低い水準となっている。このように感染者数を抑制できた背景には、タイ政府が矢継ぎ早に実施してきた対応策がある（表1）。政府の対応策は、決定から実施までの期間が非常に短く、規制内容の発表翌日から実施されることは日常茶飯事で、また、例えば夜間外出禁止令に違反した場合には、2年以下の禁固刑または4万バーツ（約13万6千円）以下の罰金刑が課される等、法的強制力を伴う点も、日本と異なる特徴として挙げられる。

| 日付 | 規制内容 |
|-------|---|
| 3月21日 | 商業施設を閉鎖 ・3月22日からデパートやショッピングモール等を閉鎖 ・スーパーマーケットやドラッグストアは対象外 ・飲食店は持ち帰りのみ可能 |
| 3月26日 | 非常事態宣言を発表 ・外国人の入国を原則禁止 ・全国の競技場や運動場等感染の危険のある施設を閉鎖 |
| 4月2日 | 夜間外出禁止令を発令 ・4月3日以降、全国で午後10時～午前4時までの外出を禁止 |
| 4月3日 | 国際線旅客機の乗り入れ禁止 ・4月4日から全ての空港で国際線旅客機の乗り入れを禁止 ・貨物便などは除外 |
| 4月9日 | 酒類販売禁止 ・4月10日から酒などのアルコール類の販売を禁止 |
| 4月28日 | 非常事態宣言延長 ・4月30日で期限切れとなる非常事態宣言を5月31日まで延長 |
| 5月30日 | 非常事態宣言再延長 ・5月31日で期限切れとなる非常事態宣言を6月30日まで再延長 |

（表1）新型コロナウイルスへのタイ政府の主な対応策

2. 日系企業への影響について

（1）売上減少及び消費減速

アジアの経済ビジネス情報を配信するNNAの調査によれば、今年1～6月期の売上高の見通しについて、86.8%のタイの日系企業が「減収になる」と回答しており、減収幅はそれぞれ「20～30%未満」（27.2%）、「10%～20%未満」（18.3%）、「30%～40%未満」（16.8%）となっている。県内企業からも、「非常事態宣言が解除されない状態では正確な影響が見通せないが、売りにげに影響が出ている」との意見が聞かれた。

（2）タイへの入国規制による障害

3月26日から外国人のタイへの入国要件として「Fit to Fly Health Certificate」（渡航前72時間以内に発行された飛行可能健康証明書）の提示が義務付けられた。これにより、PCR検査の受診数を制限していた日本からタイへの入国が非常に困難となり、人事異動のための人員交代や一時帰国した

¹ ジョーンズ・ホプキンス大学「COVID-19 Dashboard」及び国際連合「世界の推計人口」調べ

駐在員の再入国ができず、多くの日系企業に影響を及ぼしている。加えて、タイ入国後は、タイ政府の指定施設において14日間の隔離措置を受けなければならない。バンコク日本人商工会議所の調査によると、在タイ日系企業の約4割が、「14日間の強制隔離が条件なら、入国待機中の日本人社員をタイへ入国させない」と回答している²。この問題については、今後の政府間での出入国条件協議の結果を注視していく必要がある。

(3) 労務管理

日本同様、タイにおいても、非常事態宣言下において在宅勤務が推奨されている。県内企業からは、「タイ人スタッフの勤怠管理や働きぶりを把握するのが難しい」「在宅勤務のリソース（インターネット環境や社内資料等）が自宅に整っていないため出勤日を減らして対応している」といった消極的な意見が多かった。タイにおける2019年の固定ブロードバンド契約の世帯普及率は43.4%であり³、インターネット普及率の低さがテレワーク実現の課題の一因となっている。このため、タイ政府は、格安の固定ブロードバンドサービスや携帯電話のデータ通信容量の無償提供等、テレワークを支援する取り組みを進めており、今後、企業は、「ニューノーマル」な働き方に対応した社内体制を整備する必要がある。

3. 今後の対応策について

新型コロナウイルスの発生を受け、これまでにない新たなビジネスモデルも現れている。例えば、従来の対面でのセミナーをWebで行うウェビナーであり、企業活動をサポートするコンサルティング会社や弁護士法人が、潜在的顧客の開拓を目的として開催することが増えている。また、タイ工業省は、(独法)中小企業基盤整備機構と共同で、外国人の入国制限により対面での商談会が実施できない代替措置として、日系企業と現地企業とのWeb商談会を予定しており、現地企業の募集を開始している⁴。加えて、現地大手人材派遣会社の代表者から「これまでは派遣登録に当たり、直接面談を必須としていたが、Web面談も積極的に導入し、直接面談とWeb面談のハイブリッド方式を柔軟に使い分ける必要性を痛感している。」との意見をうかがった。

新型コロナウイルス終息後は、これまで以上にWebを活用したビジネスが普及すると考えられるため、従来のビジネスモデルに囚われない柔軟な発想力が企業には必要となると考える。当事務所としても、県内企業に有益な情報を提供できるよう、今後もタイ政府や現地の最新情報を注視していきたい。

※為替レート 1 バーツ=3.4 円

² 出典：バンコク日本人商工会議所 2020年5月20日「日本人のタイ入国に関する緊急アンケート」

³ 出典：ジェトロバンコク事務所 2020年3月「タイにおける情報通信・IT事情に関する調査」

⁴ <https://www.tgoodtech.com/en/newsevents/news/345>